

厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令案 新旧対照条文

○ 厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（書記） 第9条 局及び人材開発統括官の下に、書記1人（労働基準局、職業安定局及び雇用環境・均等局並びに人材開発統括官の下に書記にあつては、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 <u>2 政策統括官の下に、書記2人（うち1人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。</u> <u>3～5</u> （略） （総括調整室及び厚生労働省改革推進室） 第9条の3 大臣官房に、総括調整室及び厚生労働省改革推進室を置く。 2～7 （略） 8 厚生労働省改革推進室に、室長（組織令第18条第1項に規定する総括審議官をもって充てられるものとする。）、室長代理（<u>関係のある他の職を占める者</u>をもって充てられるものとする。）並びに所要の室員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 9～11 （略） （削る）	（書記） 第9条 局並びに人材開発統括官及び政策統括官の下に、書記1人（労働基準局、職業安定局及び雇用環境・均等局並びに人材開発統括官及び政策統括官の下に書記にあつては、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 （新設） <u>2～4</u> （略） （総括調整室、厚生労働省改革推進室及び情報化担当参事官室） 第9条の3 大臣官房に、総括調整室、<u>厚生労働省改革推進室及び情報化担当参事官室</u>を置く。 2～7 （略） 8 厚生労働省改革推進室に、室長（組織令第18条第1項に規定する総括審議官をもって充てられるものとする。）、室長代理（<u>組織令第19条第1項に規定する参事官</u>をもって充てられるものとする。）並びに所要の室員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 9～11 （略） <u>12 情報化担当参事官室は、次に掲げる事務をつかさどる。</u> (1) <u>社会保障制度に関する情報政策に係る総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</u> (2) <u>厚生労働省の所掌事務に関する情報政策に係る総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。</u>

(削る)

(会計企画調整室、会計D X推進室、施設整備室、厚生管理室及びヘルスケア推進室並びに上席会計監査官及び首席営繕専門官)

第12条の2 大臣官房会計課に、会計企画調整室、会計D X推進室、施設整備室、厚生管理室及びヘルスケア推進室並びに首席営繕専門官1人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

2～5 (略)

6 施設整備室は、厚生労働省所管の建築物の営繕に関する事務をつかさどる。

7 施設整備室に、室長(首席営繕専門官をもって充てられるものとする。)、室長補佐、専門官、班及び班長並びに係及び係長を置く。

8 厚生管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(削る)

(1)～(4) (略)

9～13 (略)

14 首席営繕専門官は、命を受けて、厚生労働省所管の建築物の営繕に関する事務を行う。

第19条の2及び第19条の3 削除

(3) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保法」という。)第12条の規定による保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供に関すること。

13 情報化担当参事官室に、室長(組織令第19条第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。)、室長補佐、専門官、係及び係長、主査並びに専門スタッフ職を置く。

(会計企画調整室、会計D X推進室、厚生管理室、ヘルスケア推進室及び上席会計監査官)

第12条の2 大臣官房会計課に、会計企画調整室、会計D X推進室、厚生管理室及びヘルスケア推進室を置く。

2～5 (略)

(新設)

(新設)

6 厚生管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 厚生労働省所管の建築物の営繕に関すること。

(2)～(5) (略)

7～11 (略)

(新設)

(医療情報担当参事官室)

第19条の2 医政局に、医療情報担当参事官室を置く。

2 医療情報担当参事官室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 保健医療に関する情報の保護及び利用並びに保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関する政策の企画及び立案並びに推進の総括に関すること。

(2) 医療機関等情報化補助業務（医療介護総合確保法第25条第1項に規定する医療機関等情報化補助業務をいう。以下同じ。）の総括に関すること（診療録に関することに限る。）。

(3) 医療技術の評価の総括に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

3 医療情報担当参事官室に、室長（組織令第39条の2に規定する参事官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、係及び係長並びに主査を置く。

（医療情報基盤推進室及び医療情報室）

第19条の3 医政局に置かれる参事官の下に、医療情報基盤推進室及び医療情報室を置く。

2 医療情報基盤推進室は、保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関する政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

3 医療情報基盤推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

4 医療情報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 保健医療に関する情報の保護及び利用に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(2) 医療機関等情報化補助業務に関すること（診療録に関することに限る。）。

(3) 医療技術の評価に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

5 医療情報室に、室長、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

(外来・在宅医療対策室、精神科医療等対策室、救急・周産期医療等対策室及び新興感染症等医療対策室)

第19条の5 医政局地域医療計画課に、外来・在宅医療対策室、精神科医療等対策室、救急・周産期医療等対策室及び新興感染症等医療対策室を置く。

(削る)

(削る)

2 外来・在宅医療対策室は、地域医療計画課の所掌事務のうち、外来医療、在宅医療及びかかりつけ医機能に関する事務をつかさどる。

3～9 (略)

(削る)

(削る)

(医業経営企画室及び医療安全推進・医務指導室)

第19条の6 医政局医療経営改革課に、医業経営企画室及び医療安

(医師確保等地域医療対策室、外来・在宅医療対策室、精神科医療等対策室、救急・周産期医療等対策室、新興感染症等医療対策室及び医療関連サービス室)

第19条の5 医政局地域医療計画課に、医師確保等地域医療対策室、外来・在宅医療対策室、精神科医療等対策室、救急・周産期医療等対策室、新興感染症等医療対策室及び医療関連サービス室を置く。

2 医師確保等地域医療対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域医療支援病院に関すること。
- (2) 地域における保健医療に係る計画に関すること。
- (3) へき地医療に関すること。
- (4) (2)の計画に関する医師の派遣に関すること。

3 医師確保等地域医療対策室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。

4 外来・在宅医療対策室は、地域医療計画課の所掌事務のうち、外来医療及び在宅医療に関する事務をつかさどる。

5～11 (略)

12 医療関連サービス室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 病院、診療所及び助産所における業務委託（医療法第15条の3の規定により行われる業務の委託をいう。）に関すること。
- (2) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項に規定する衛生検査所に関すること。

13 医療関連サービス室に、室長、室長補佐並びに係及び係長を置く。

(新設)

全推進・医務指導室を置く。

2 医業経営企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 病院、診療所及び助産所の経営管理に関すること。
- (2) 医療法人に関すること。
- (3) 独立行政法人福祉医療機構の行う業務に関すること（独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第12条第1項第2号に規定する病院等（以下この号において「病院等」という。）の開設者に対する資金の貸付け及び病院等の経営の診断又は指導に関する業務に関することに限る。）。

3 医業経営企画室に、室長、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

4 医療安全推進・医務指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 医療の安全に関する調査、企画及び立案並びに調整に関すること。
- (2) 医療監視員に関すること。
- (3) 病院、診療所及び助産所における安全管理に関すること。
- (4) 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）の規定による看護師等の確保に関すること（病院、診療所及び助産所の開設者に対する指導及び助言に関することに限る。）。

5 医療安全推進・医務指導室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。

（職員厚生室）

第19条の7 医政局医療機構運営支援課に、職員厚生室を置く。

（削る）

（医療法人支援室及び職員厚生室）

第19条の6 医政局医療経営支援課に、医療法人支援室及び職員厚生室を置く。

2 医療法人支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 医療法人に関すること。
- (2) 病院、診療所及び助産所の経営管理に関すること。

(削る) <u>2・3</u> (略) (削る)	<u>3 医療法人支援室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）</u>、<u>室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。</u> <u>4・5</u> (略) (医師等医療従事者働き方改革推進室) <u>第19条の7 医政局医事課に、医師等医療従事者働き方改革推進室を置く。</u> <u>2 医師等医療従事者働き方改革推進室は、医療従事者の勤務環境の改善に関する調査、企画及び立案並びに調整に関する事務（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</u> <u>3 医師等医療従事者働き方改革推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）</u>、<u>室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。</u>
(医療用物資等確保対策推進室、流通指導室、セルフケア・セルフメディケーション推進室及び<u>医薬品産業政策室</u>) 第19条の8 医政局<u>医薬産業振興企画課</u>に、医療用物資等確保対策推進室、流通指導室、セルフケア・セルフメディケーション推進室及び<u>医薬品産業政策室</u>を置く。 2 (略) 3 医療用物資等確保対策推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）<u>、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。</u> 4 流通指導室は、<u>医薬産業振興企画課</u>の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)・(2) (略) 5 流通指導室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）<u>、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置</u>	(医療用物資等確保対策推進室、流通指導室、セルフケア・セルフメディケーション推進室及び<u>医薬品産業・ベンチャー等支援政策室</u>) 第19条の8 医政局<u>医薬産業振興・医療情報企画課</u>に、医療用物資等確保対策推進室、流通指導室、セルフケア・セルフメディケーション推進室及び<u>医薬品産業・ベンチャー等支援政策室</u>を置く。 2 (略) 3 医療用物資等確保対策推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）<u>、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。</u> 4 流通指導室は、<u>医薬産業振興・医療情報企画課</u>の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)・(2) (略) 5 流通指導室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）<u>、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査</u>

く。

6・7 (略)

8 医薬品産業政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) (略)

(削る)

(2) (略)

9 医薬品産業政策室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

（再生医療等研究推進室、医療イノベーション推進室及び特定医薬品開発支援室）

第19条の9 (略)

2・3 (略)

4 医療イノベーション推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 成果の実用化により医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品におけるイノベーションの創出をもたらし可能性のある医療分野の研究及び開発に関すること。

(2) 医療技術の評価に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

5 医療イノベーション推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。

6・7 (略)

（職業紹介等業務担当参事官室）

を置く。

6・7 (略)

8 医薬品産業・ベンチャー等支援政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) (略)

(2) 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の製造販売業、製造業、販売業、貸与業及び修理業を営むベンチャー企業等の支援に関すること（医療機器政策室の所掌に属するものを除く。）。

(3) (略)

9 医薬品産業・ベンチャー等支援政策室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。

（再生医療等研究推進室、医療イノベーション推進室及び特定医薬品開発支援室）

第19条の9 (略)

2・3 (略)

4 医療イノベーション推進室は、成果の実用化により医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品におけるイノベーションの創出をもたらし可能性のある医療分野の研究及び開発に関する事務をつかさどる。

5 医療イノベーション推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官及び主査を置く。

6・7 (略)

第30条 職業安定局に、職業紹介等業務担当参事官室を置く。

(新設)

2 職業紹介等業務担当参事官室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 政府が行う職業紹介及び職業指導の総括に関すること（人材開発統括官及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 介護労働者の雇用管理の改善の総括に関すること。
- (3) 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に関する相談援助その他の措置の総括に関すること。
- (4) 公共職業安定所のあっせんにより公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）を受ける者及び当該職業訓練を修了した者並びに職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第2条に規定する特定求職者の職業の安定の事務の総括に関すること（人材開発統括官及び雇用保険課の所掌に属するものを除く。）。

3 職業紹介等業務担当参事官室に、室長（組織令第84条の2第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

（人材確保支援企画室）

第30条の2 職業安定局に置かれる参事官の下に、人材確保支援企画室を置く。

(新設)

2 人材確保支援企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 政府が行う職業紹介及び職業指導のうち、労働力が不足している業種その他の分野に関すること（人材開発統括官及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 介護労働者の雇用管理の改善に関すること。
- (3) 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に関する相談援助その他の措置に関すること。

3 人材確保支援企画室に、室長（人材確保支援企画官をもって充てられるものとする。）、室長補佐並びに係及び係長を置く。

(総括職業指導官)

第30条の3 職業安定局に置かれる中央職業指導官7人のうち、1人を総括職業指導官とすることができる。

2 総括職業指導官は、命を受けて、中央職業指導官の行う事務の総括に関し、参事官を補佐する。

第30条の4 (略)

(副主任中央職業安定監察官)

第30条の5 (削る)

(削る)

職業安定局総務課中央職業安定監察官8人のうち、5人以内を副主任中央職業安定監察官とすることができる。

2 (略)

(削る)

(医療費適正化対策推進室及び社会保険審査調整室)

(新設)

第30条 (略)

(次席職業指導官及び副主任中央職業安定監察官)

第30条の2 職業安定局総務課中央職業指導官5人のうち、1人を次席職業指導官とすることができる。

2 次席職業指導官は、命を受けて、中央職業指導官の行う事務の総括に関し、首席職業指導官を補佐する。

3 職業安定局総務課中央職業安定監察官8人のうち、5人以内を副主任中央職業安定監察官とすることができる。

4 (略)

(労働市場情報整備推進企画室)

第30条の3 職業安定局雇用政策課に、労働市場情報整備推進企画室を置く。

2 労働市場情報整備推進企画室は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第4条第1項第6号に規定する施策の企画及び立案その他必要な事務をつかさどる。

3 労働市場情報整備推進企画室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門官並びに係及び係長を置く。

(社会保険審査調整室)

第40条 保険局総務課に、医療費適正化対策推進室及び社会保険審査調整室を置く。

2 医療費適正化対策推進室は、総務課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第8条第1項に規定する医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画の策定に関すること。

(2) 高齢者医療確保法第9条第1項に規定する都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 高齢者医療確保法第18条第1項に規定する特定健康診査等基本指針の策定に関すること。

(4) 高齢者医療確保法第19条第1項に規定する特定健康診査等実施計画その他の特定健康診査及び特定保健指導に関する企画及び立案並びに調整に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

3 医療費適正化対策推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

4・5 （略）

第40条の2 削除

第40条 保険局総務課に、社会保険審査調整室を置く。

（新設）

（新設）

2・3 （略）

（医療費適正化対策推進室）

第40条の2 保険局医療介護連携政策課に、医療費適正化対策推進室を置く。

2 医療費適正化対策推進室は、医療介護連携政策課の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第8条第1項に規定する医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画の策定に関するこ

(政策統括官の職務の範囲)

第43条 政策統括官のうち1人は、次に掲げる職務をつかさどる。

(1)～(9) (略)

(10) 労働組合その他労働に関する団体に係る連絡調整に関すること。

(11) 労働関係の調整に関すること（中央労働委員会並びに労働基準局及び雇用環境・均等局の所掌に属するものを除く。）。

(12) (略)

(13) 人口動態統計、毎月勤労統計調査その他統計に関すること（他局及び人材開発統括官の所掌に属するものを除く。）。

(14) 国立国会図書館支部厚生労働省図書館に関すること。

(15)～(20) (略)

2 政策統括官のうち1人は、次に掲げる職務をつかさどる。

(1)～(3) (略)

(4) 厚生労働省の所掌事務に関する情報化に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

と。

(2) 高齢者医療確保法第9条第1項に規定する都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 高齢者医療確保法第18条第1項に規定する特定健康診査等基本指針の策定に関すること。

(4) 高齢者医療確保法第19条第1項に規定する特定健康診査等実施計画その他の特定健康診査及び特定保健指導に関する企画及び立案並びに調整に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

3 医療費適正化対策推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

(政策統括官の職務の範囲)

第43条 政策統括官のうち1人は、次に掲げる職務をつかさどる。

(1)～(9) (略)

(新設)

(新設)

(10) (略)

(新設)

(新設)

(11)～(16) (略)

2 政策統括官のうち1人は、次に掲げる職務をつかさどる。

(1)～(3) (略)

(4) 労働組合その他労働に関する団体に係る連絡調整に関すること。

(削る)

(削る)

(削る)

- (5) 厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(政策統括室)

第44条 (略)

2 政策統括室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 社会保障制度に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（政策立案・評価担当参事官室及びサイバーセキュリティ担当参事官室の所掌に属するものを除く。）。

(2)～(10) (略)

3 政策統括室に、室長（組織令第2条に規定する政策統括官をもって充てられるものとする。）、室長代理（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、副室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、班、係及び係長並びに主査を置く。

4～8 (略)

(賃金政策推進室)

第44条の2 (略)

2 (略)

3 賃金政策推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長代理（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、副室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、所要の室員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び班

- (5) 労働関係の調整に関すること（中央労働委員会並びに労働基準局及び雇用環境・均等局の所掌に属するものを除く。）。

- (6) 人口動態統計、毎月勤労統計調査その他統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

- (7) 国立国会図書館支部厚生労働省図書館に関すること。

- (8) 厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(政策統括室)

第44条 (略)

2 政策統括室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 社会保障制度に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（政策評価官室及びサイバーセキュリティ担当参事官室の所掌に属するものを除く。）。

(2)～(10) (略)

3 政策統括室に、室長（組織令第2条に規定する政策統括官をもって充てられるものとする。）、室長代理（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、副室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、班、係及び係長、主査並びに専門スタッフ職を置く。

4～8 (略)

(賃金政策推進室)

第44条の2 (略)

2 (略)

3 賃金政策推進室に、室長（組織令第18条第1項に規定する公文書監理官をもって充てられるものとする。）、室長代理（組織令第18条第1項に規定する審議官及び組織規則第74条第1項に規定する労働経済特別研究官をもって充てられるものとする。）、副室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

を置く。

4～9 (略)

(総務室、統計企画調整室、審査解析室及び国際分類情報管理室)

第49条 本省に置かれる参事官の下に、総務室、統計企画調整室、審査解析室及び国際分類情報管理室を置く。

2 総務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(3) (略)

3 総務室に、室長（組織令第131条第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長、主査並びに専門スタッフ職を置く。

4～9 (略)

(人口動態・保健社会統計室、保健統計室、社会統計室、世帯統計室及び行政報告統計室)

第50条 (略)

2～9 (略)

10 行政報告統計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 衛生行政、地域保健及び健康増進の事業報告に関する統計調査に関すること。

(2) 福祉行政の事業報告に関する統計調査に関すること。

11 (略)

(情報政策総括担当参事官室)

第52条 政策統括官の下に、情報政策総括担当参事官室を置く。

2 情報政策総括担当参事官室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 政策統括官の所掌事務（第43条第2項に規定するものに限る。第3号において同じ。）に関する総合調整に関すること。

る。）、所要の室員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び班を置く。

4～9 (略)

(統計・情報総務室、統計企画調整室、審査解析室及び国際分類情報管理室)

第49条 本省に置かれる参事官の下に、統計・情報総務室、統計企画調整室、審査解析室及び国際分類情報管理室を置く。

2 統計・情報総務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(3) (略)

3 統計・情報総務室に、室長（組織令第131条第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長、主査並びに専門スタッフ職を置く。

4～9 (略)

(人口動態・保健社会統計室、保健統計室、社会統計室、世帯統計室及び行政報告統計室)

第50条 (略)

2～9 (略)

10 行政報告統計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 衛生行政、地域保健及び健康増進の事業報告に関すること。

(2) 福祉行政の事業報告に関すること。

11 (略)

第52条 削除

(2) 厚生労働省の所掌事務に関する情報化に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(3) 前二号に掲げるもののほか、政策統括官の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

3 情報政策総括担当参事官室に、室長（組織令第131条第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長、主査並びに専門スタッフ職を置く。

（労働情報政策管理室）

第52条の2 本省に置かれる参事官の下に、労働情報政策管理室を置く。

2 労働情報政策管理室は、労働に関する情報の収集及び分析並びにその結果の提供に関する事務（他局及び人材開発統括官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 労働情報政策管理室に、室長（労働情報政策管理官をもって充てられるものとする。）、室長補佐並びに係及び係長を置く。

（サイバーセキュリティ担当参事官室）

第53条 （略）

2 （略）

3 サイバーセキュリティ担当参事官室に、室長（組織令第131条第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。）

（情報システム共創推進室）

第53条の2 政策統括官の下に、情報システム共創推進室を置く。

2 情報システム共創推進室は、厚生労働省の情報システムの整備及び管理の適正化の推進に関する事務をつかさどる。

3 情報システム共創推進室に、室長（組織令第2条に規定する政策統括官をもって充てられるものとする。）、室長代理（組織令第1

（新設）

（サイバーセキュリティ担当参事官室）

第53条 （略）

2 （略）

3 サイバーセキュリティ担当参事官室に、室長（組織令第19条第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。）

（新設）

3 1 条第 1 項に規定する参事官をもって充てられるものとする。）及び所要の室員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

4 室長代理は、室長を助け、情報システム共創推進室の事務を分担処理する。

5 室員は、命を受けて、情報システム共創推進室の事務を分担処理する。

（医療情報基盤担当参事官室）

第 5 3 条の 3 政策統括官の下に、医療情報基盤担当参事官室を置く。

（新設）

2 医療情報基盤担当参事官室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 保健医療に関する情報の活用のための基盤の整備に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること（医療情報連携担当参事官室の所掌に属するものを除く。）。

(2) 医療保険者（高齢者医療確保法第 7 条第 2 項に規定する保険者及び同法第 4 8 条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）及び審査支払機関の情報処理の高度化の推進に関すること（保険局の所掌に属するものを除く。）。

(3) 高齢者医療確保法第 1 6 条第 2 項及び第 3 項の規定により提供される情報の管理に関すること（保険局の所掌に属するものを除く。）。

(4) 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 6 4 号。以下この号、次号及び次条において「医療介護総合確保法」という。）第 2 5 条第 1 項に規定する医療機関等情報化補助業務（健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 3 条第 1 3 項に規定する電子資格確認（次条において「電子資格確認」という。）に関することに限る。）及び医療介護総合確保法第 2 5 条第 1 項に規定する支払基金連結情報提供業務に関することに限

る。）。

- (5) 国民健康保険団体連合会の行う業務に関すること（医療介護総合確保法第36条に規定する連合会連結情報提供業務に関することに限る。）。

- 3 医療情報基盤担当参事官室に、室長（組織令第131条第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。

（医療情報連携担当参事官室）

- 第53条の4 政策統括官の下に、医療情報連携担当参事官室を置く。

- 2 医療情報連携担当参事官室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 保健医療に関する情報の連携に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（医療介護総合確保法第25条第1項に規定する医療機関等情報化補助業務（電子資格確認に関するものを除く。）並びに同項に規定する支払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業務に関することに限る。）。
- (3) 国民健康保険団体連合会の行う業務に関すること（医療介護総合確保法第36条に規定する連合会電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務に関することに限る。）。

- 3 医療情報連携担当参事官室に、室長（組織令第131条第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長、主査並びに専門スタッフ職を置く。

（情報システム管理室）

- 第54条 （略）

- 2 情報システム管理室は、厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

（情報システム管理室）

- 第54条 （略）

- 2 情報システム管理室は、厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関する事務（他局の所掌に属するものを除く。）をつかさど

3 (略)

(この訓令に規定する室に置かれる室長補佐等の名称等)

第55条 第9条の3、第11条の2から第14条まで、第19条、第19条の4から第23条まで、第25条の2から第28条の2まで、第28条の5、第29条の3、第30条、第30条の2、第30条の4、第32条から第33条の2まで、第35条の3、第36条の2、第37条、第38条から第40条まで、第40条の3から第42条の11まで、第45条、第47条、第49条から第53条まで、第53条の3から前条までに規定する室に置かれる室長補佐、専門官、班若しくは班長、係若しくは係長、専門職、主査又は専門スタッフ職については、それぞれ第2条第3項若しくは第4項、第3条第2項若しくは第3項、第4条第3項若しくは第4項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項若しくは第3項、第7条第2項若しくは第3項又は第9条の2第2項若しくは第3項の規定を準用する。

2 第44条に規定する室に置かれる室長補佐、専門官、係若しくは係長、専門職又は主査については、それぞれ第2条第3項若しくは第4項、第3条第2項若しくは第3項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項若しくは第3項又は第7条第2項若しくは第3項の規定を準用する。

附 則

1 (略)

2 保険局総務課医療費適正化対策推進室は、第40条第2項各号に掲げる事務のほか、高齢者医療確保法附則第2条に規定する政令で定める日までの間、同条に規定する病床転換助成事業に関する事務をつかさどる。

る。

3 (略)

(この訓令に規定する室に置かれる室長補佐等の名称等)

第55条 第9条の3、第11条の2から第14条まで、第19条から第23条まで、第25条の2から第28条の2まで、第28条の5、第29条の3、第30条、第30条の3、第32条から第33条の2まで、第35条の3、第36条の2、第37条、第38条から第42条の11まで、第45条、第47条、第49条から第51条まで、第53条及び前条に規定する室に置かれる室長補佐、専門官、班若しくは班長、係若しくは係長、専門職、主査又は専門スタッフ職については、それぞれ第2条第3項若しくは第4項、第3条第2項若しくは第3項、第4条第3項若しくは第4項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項若しくは第3項、第7条第2項若しくは第3項又は第9条の2第2項若しくは第3項の規定を準用する。

2 第44条に規定する室に置かれる室長補佐、専門官、係若しくは係長、専門職、主査又は専門スタッフ職については、それぞれ第2条第3項若しくは第4項、第3条第2項若しくは第3項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項若しくは第3項、第7条第2項若しくは第3項又は第9条の2第2項若しくは第3項の規定を準用する。

附 則

1 (略)

2 保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室は、第40条の2第2項各号に掲げる事務のほか、高齢者医療確保法附則第2条に規定する政令で定める日までの間、同条に規定する病床転換助成事業に関する事務をつかさどる。

